

ご存知ですか？

令和3年3月1日号

せいねんこうけんせいど

成年後見制度

- ・一人暮らしの母が消費者被害にあわないか心配
- ・遠くに離れて暮らしているので、お金の管理など出来るか心配



- ・認知症の母の入院費を払うための、預金が引き出せない
- ・身寄りがいなく、判断能力が低下した時、不動産の管理をしてほしい



成年後見制度は、**判断能力が十分でない人の権利を守る**制度です



お金を管理します

※預貯金の管理、不動産の管理や処分等を行います



本人に代わって契約を結んだり、取消をします

※一人で行えない契約を結んだり、本人に不利益な契約を取消したりします



安心した生活が送れるように必要な手続きをします

※介護施設等の各種手続きや費用の支払い等を行います

**※高齢者あんしんセンターみどの新町まで
ご相談ください！！0274-42-0200**



頼んでもいない業者が来たり 「儲け話」にはご注意ください！

事例① 不安をあおり契約させる リフォーム工事の点検商法

お宅の**瓦が傷んでいるのが見えた**ので点検したい。かなり**ひどい写真を見せられ**今でないと契約できないと**せかされ、約40万円**の契約をしてしまった。

- 契約の書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。

事例② 「必ず儲かります」 「特別にあなただけに紹介します」投資詐欺

電話で**儲かる投資話**があると言われた。何度か連絡をとり契約をした。**1年間は配当金が支払われ、さらに他の投資をすすめられ多額の金額を投資**してしまった。その後業者と連絡が取れない。

- 勧誘商品は「未公開株」「外国通貨」「仮想通貨」など様々です。実際には儲かるどころか元金のお半が戻らず、業者と連絡が取れないなどトラブルが発生します。

**困った時は高齡者あんしんセンターみどの新町まで
ご相談ください。関係機関へおつなぎします。**

相談・問合せ



0274-42-0200（月～金 8：30～17：15）

高齡者あんしんセンターみどの新町